

令和2年度
(第1回)

鹿屋市男女共同参画審議会資料

日時：令和2年10月2日(金)
午後1時30分～

場所：鹿屋市役所 別館第1・2会議室

鹿屋市 市民生活部 市民課
(男女共同参画推進室)

【資料目次】

I 男女共同参画が求められる背景（要因）・・・・・・・・・・	1
II 本市における主な取組について・・・・・・・・・・	9
III 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容・・・・・・・・	12

I 男女共同参画社会の実現が求められる背景

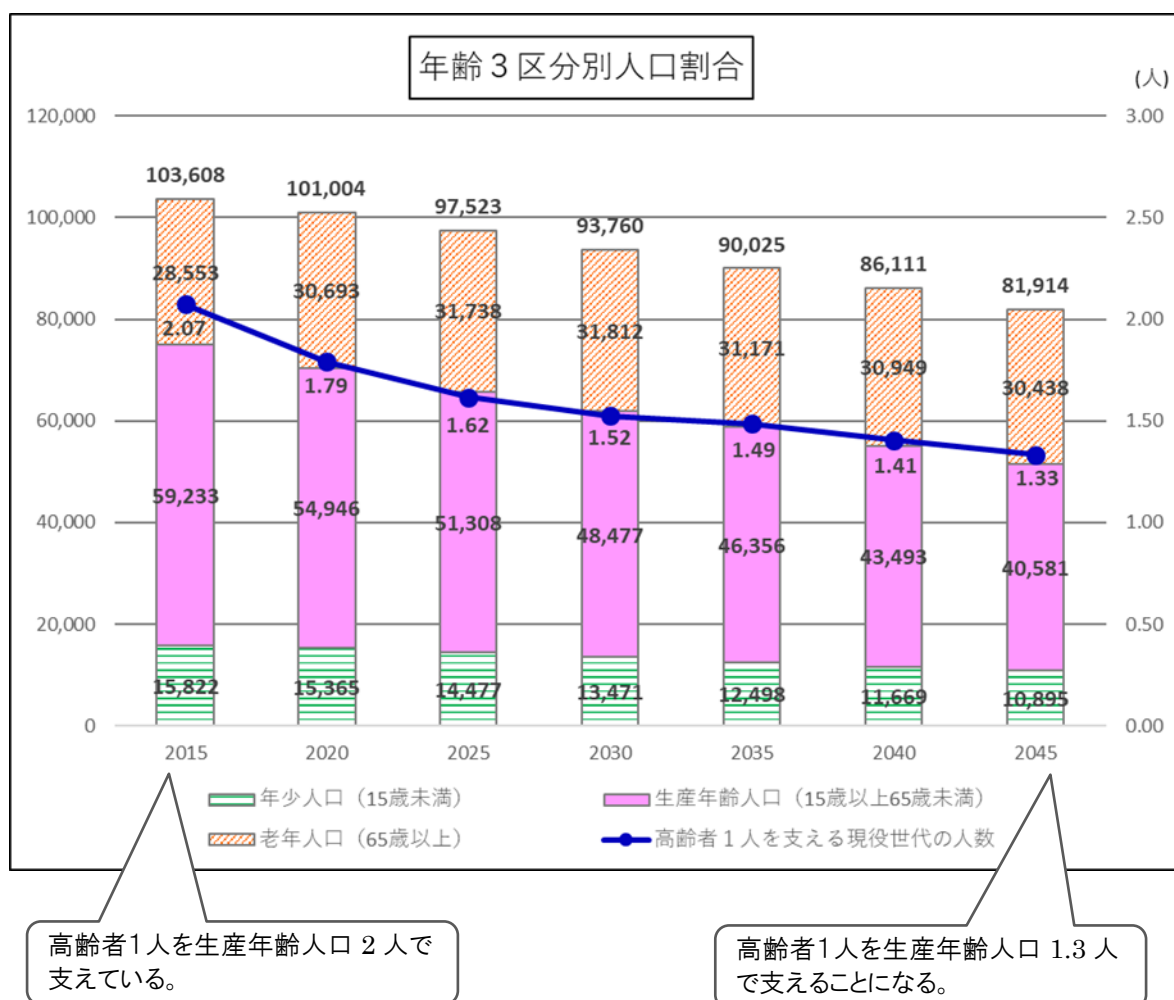
1 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少等

(1) 年齢3区分別の人口割合の推移(鹿屋市)

本市の総人口は、2015年（平成27年）に約103,600人となっているが、今後も減少し、このままで推移すると2045年には約81,900人になると予想されている。

また、2015年から2045年にかけて、生産年齢人口が約59,200人から約40,500人へ18,700人減る一方、老年人口は約28,500人から約30,400人へ約1,900人増える見込みである。

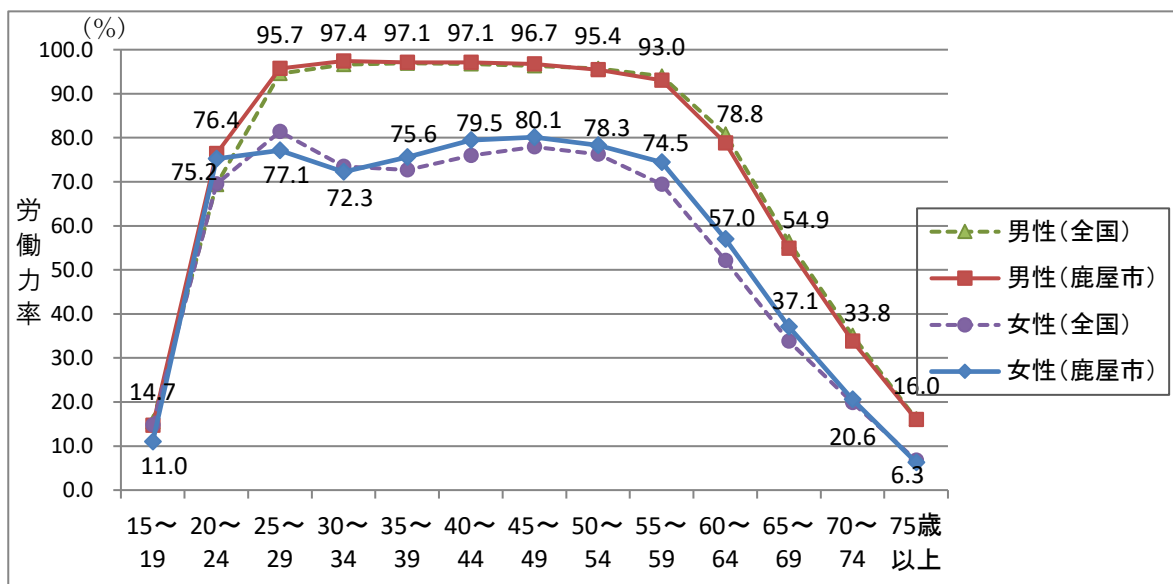
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3公表)」等より



2 就労状況について

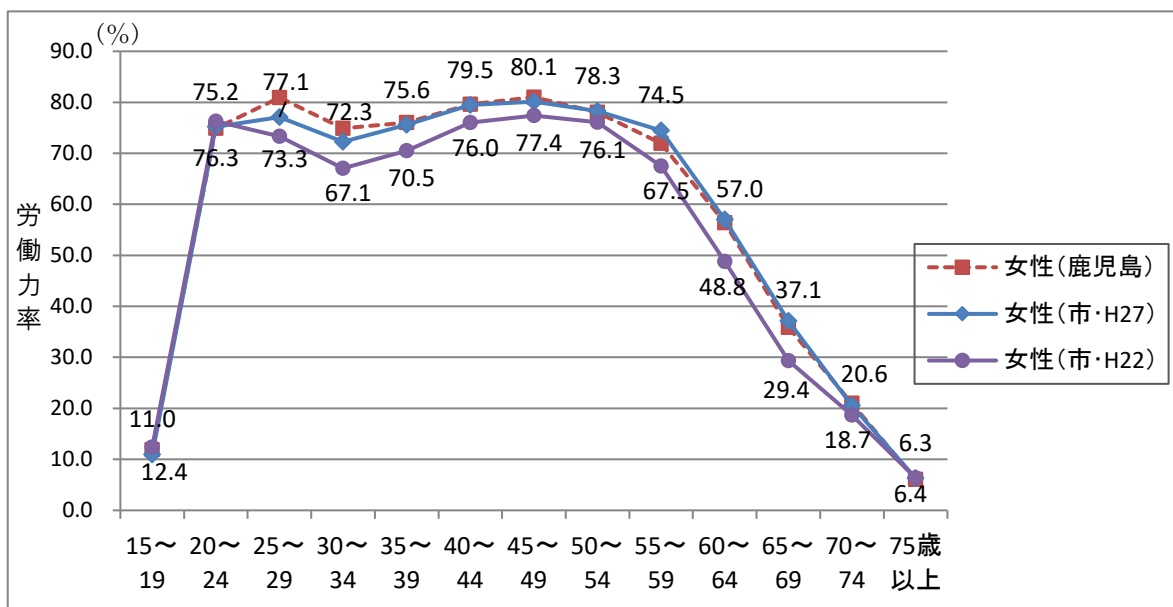
(1) 男女別年齢階層別労働力率(鹿屋市)

本市の労働力率を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はないが、女性は出産・子育て期に就業を中断する人が多いため20歳代後半から30歳代が低くなり、M字カーブを描いている（本市の30歳代後半以降の女性の労働力率は、全国に比べるとやや高い）。



※H27国勢調査(総務省)より

本市の女性の労働力率は、平成22年に比べ平成27年は高くなっており、M字カーブの凹みもやや緩やかになっている（離職せずに就業継続している人がやや増加傾向）。



※H22・27国勢調査(総務省)より。グラフ中の数値は下段がH22年調査結果、上段がH27年調査結果

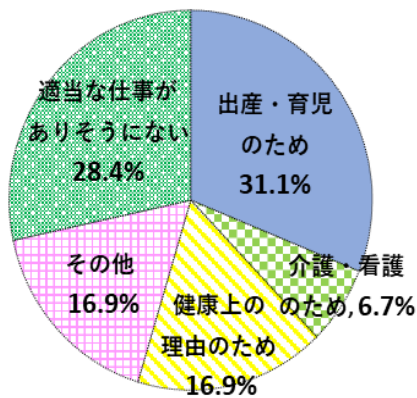
(2) 女性の就業希望状況（全国）

令和元年における女性の非労働力人口：2,657万人のうち、231万人が就業を希望。それらの人が現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が31.1%で最も多くなっている。

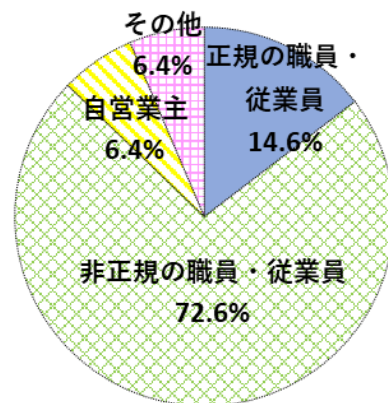
※R2男女共同参画白書より

就業希望者（231万人）の内訳

【求職していない理由別】



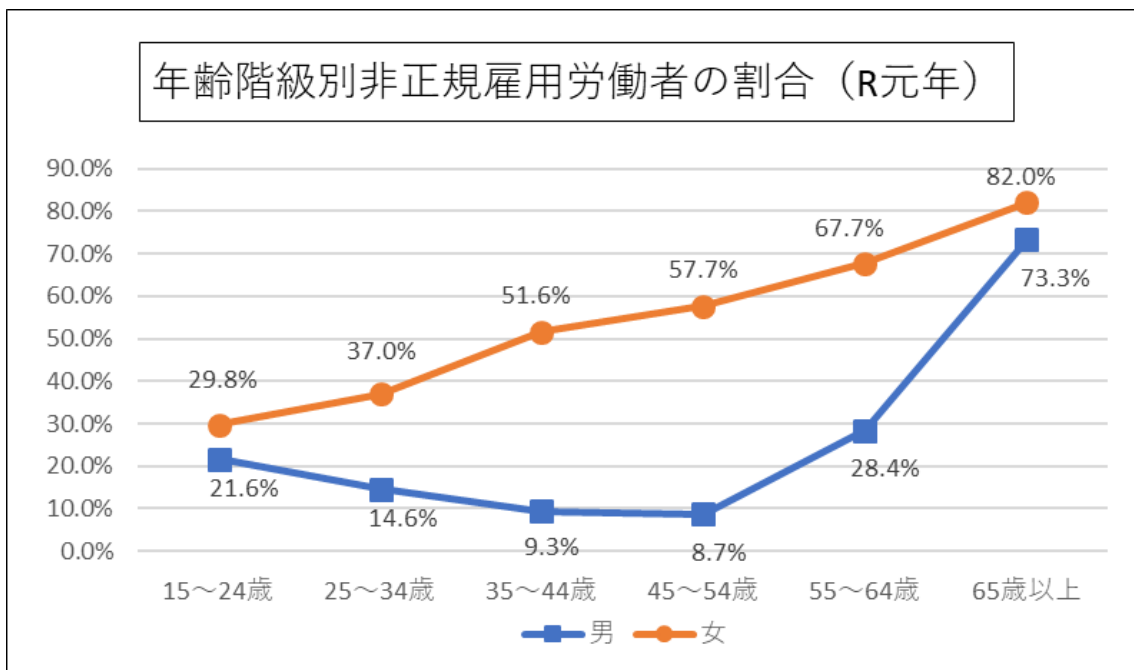
【希望する就業形態別】



(3) 非正規雇用者の割合（全国）

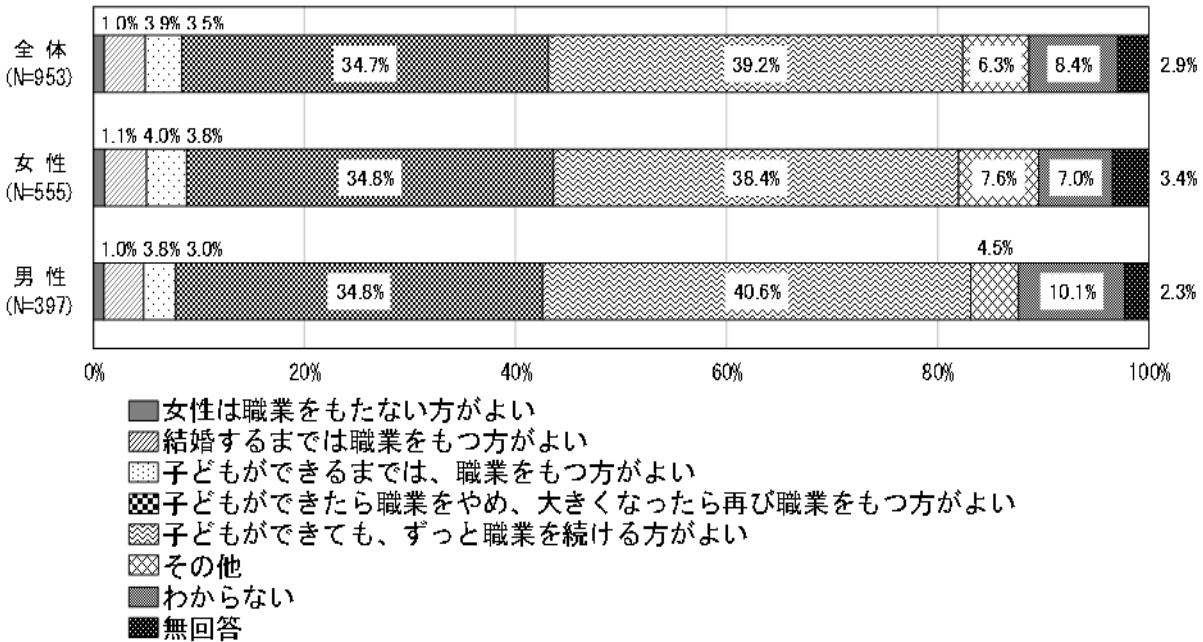
男性は40歳代を底に非正規雇用の割合は低いが、女性は30歳代後半から5割を超え、年齢とともに割合は高くなっている。

※R2男女共同参画白書より



(4) 女性が職業をもつことについての意識

「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(就業継続型)という割合が最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(育児後、再就職型)の順となっている。H24年の調査結果では、「育児後、再就職型」が「就業継続型」より8.1ポイント高かったが、H29年には逆転した。



3 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況(全国の状況等)

(単位:%)

役職区分	女性の参画状況		
	全国平均	鹿児島県 又は 県内平均	鹿屋市
市区議会議員	15.3 (H30)	10.8 (H30)	14.3 (R2)
地方公務員(市区町村)管理職に占める女性の割合	11.8 (R1)	7.4 (R1)	1.8 (R2)
都道府県 審議会委員	33.0 (H31)	40.3 (H30)	—
市区町村 審議会委員	26.8 (H31)	24.5 (H30)	27.3 (R1)
市町村 防災会議委員	8.7 (H31)	5.8 (H31)	10.3 (R1)
自治会長	5.9 (H31)	6.6 (H31)	1.3 (R2)

※国・県は女性の政策・方針決定過程への参画状況調べ(内閣府、令和元年公表より)

(2) 本市の審議会等における女性委員登用状況

年度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割合
平成21年度	H22.03.31	52	839人	171人	20.4%
平成30年度	H31.03.31	49	711人	197人	27.7%
令和元年度	R2.03.31	49	714人	195人	27.3%

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を2028年度までに35%へ

(3) 市職員における役職(係長級以上)への女性登用状況 (各年4月1日現在)

年度	係長級以上				全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	うち課長級以上の女性	男性	女性
H27	348人	54人	15.5%	2人	72.6%	27.4%
H29	367人	55人	15.0%	0人	71.8%	28.2%
R2	403人	73人	18.1%	1人	70.8%	29.2%

[参考]

政策・方針決定の場に女性が少ない理由について (平成29年市民意識調査結果より)

- ① 「組織運営が男性優位のため」… 47.7%
- ② 「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないため」… 32.8%
- ③ 「家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担意識等」… 28.8%

4 介護における状況

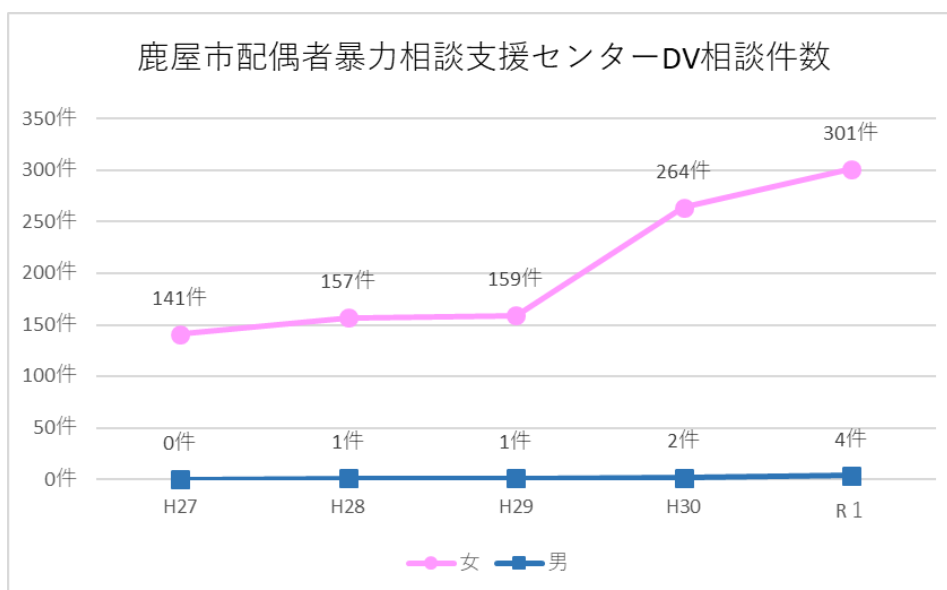
「令和元年鹿屋市介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」より
在宅要介護者の家族・親族からの介護の状況

- ・主な介護者の性別は、女性(64.9%)、男性(32.2%)で女性が男性の約2倍
- ・介護のために、過去1年の間に仕事を辞めたり、転職した人は13%
→仕事と介護の両立支援が求められる。

5 DV(ドメスティックバイオレンス)について

配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと

鹿屋市の相談窓口『鹿屋市配偶者暴力相談支援センター TEL0994-31-1171』



6 世界の動き

(1) GGI(ジェンダーギャップ指数)

世界経済フォーラムによる男女格差を測る G G I (ジェンダーギャップ指数) は、2019年153ヶ国中121位で、健康40位、教育91位、経済115位、政治144位で、OECD加盟国では最下位

(2) SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月 国連サミットで採択

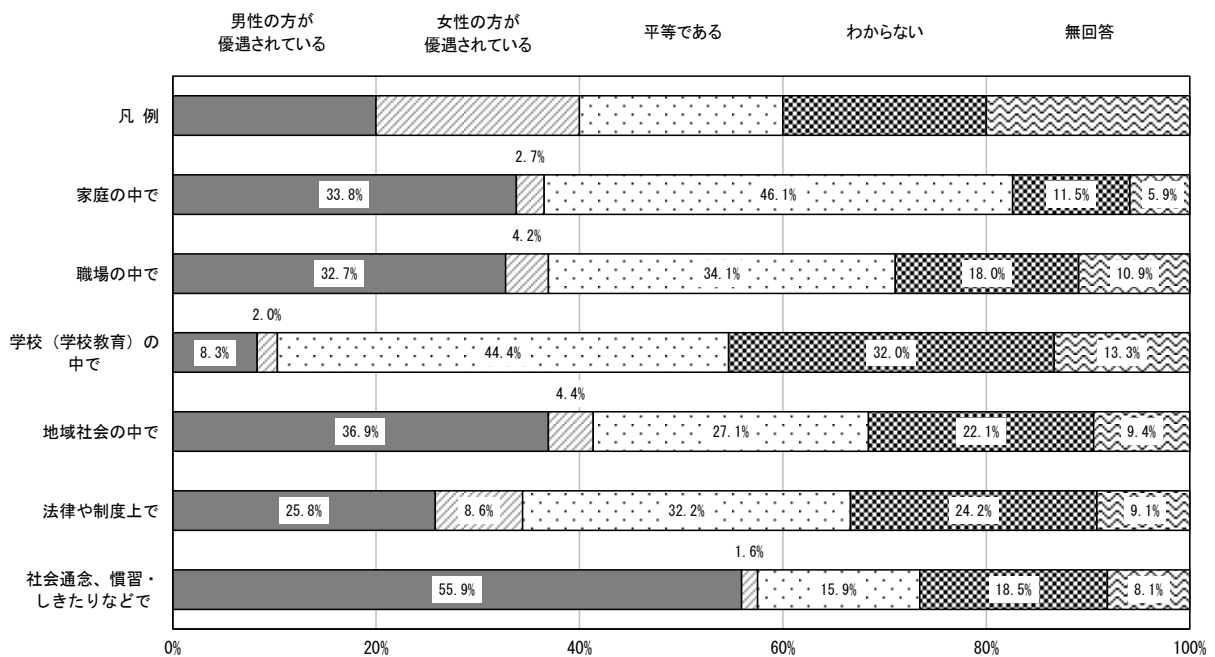
17の目標と169のターゲットである持続可能な開発目標 (SDGs)



7 男女共同参画に関する市民の意識 (平成29年市民意識調査の主な結果)

(1) 各分野における男女の地位の平等感

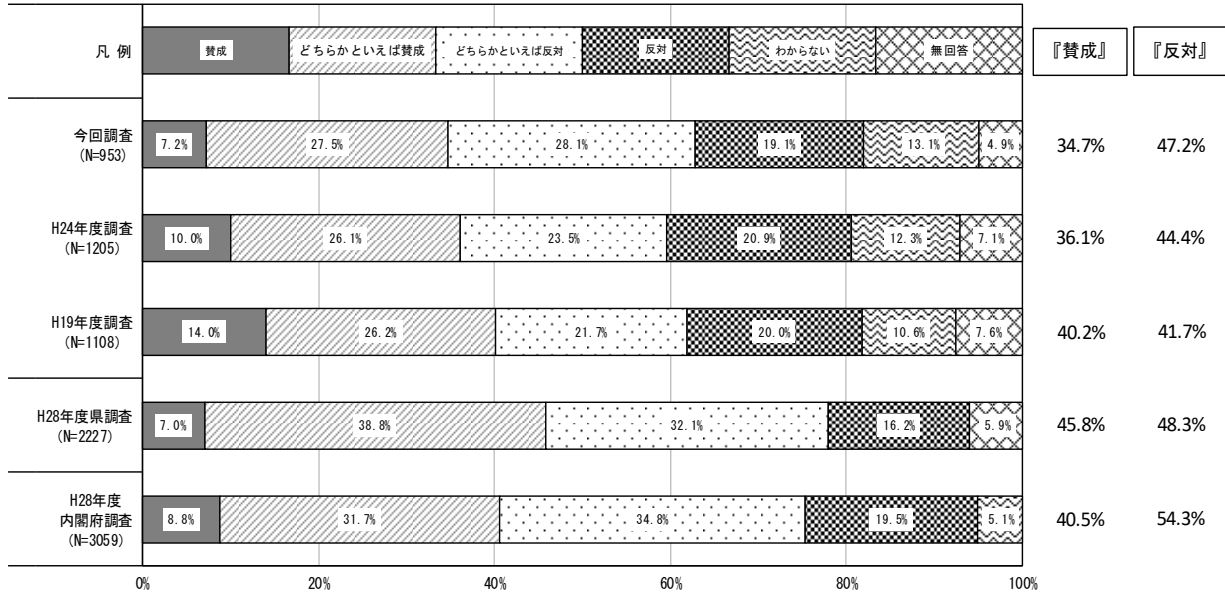
「社会通念、慣習・しきたりなど」や「地域社会の中」で、男性の方が優遇されているとする割合が高い。なお、「家庭の中」については、女性は『男性優遇』と感じている人が多いのに対し、男性は『平等』と感じている人が多い。



(2) 固定的な性別役割分担意識

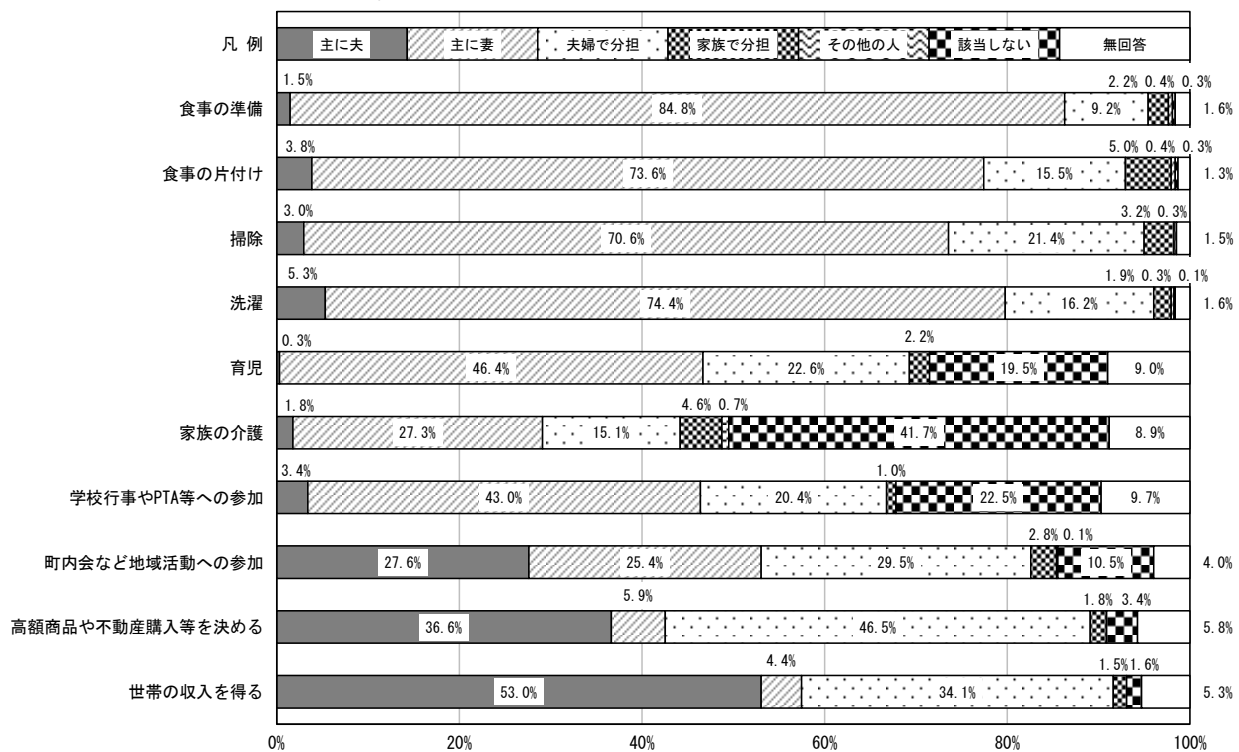
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、『反対』が『賛成』を12.5ポイント上回っている。平成19年調査では1.5ポイント、24年調査では8.3ポイントの差であったが、今回は更に『反対』の割合が高くなっており、固定的な性別役割分担意識が少しずつ変わって（解消されて）きている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(比較:前回、前々回、県、国)



(3) 家庭における役割分担

「主に夫」の割合が高いのは「世帯の収入を得る」のみで、「主に妻」の割合が高いのは、「食事の準備・洗濯・食事の片付け・掃除」などの家事や、「育児・学校行事やPTA等への参加・家族の介護」となっており、依然として家庭における妻の負担が大きい。県の調査結果と比較すると、家事については、本市は県よりも「主に妻」の割合が高い(市75.9%(平均) > 県69.3%)。

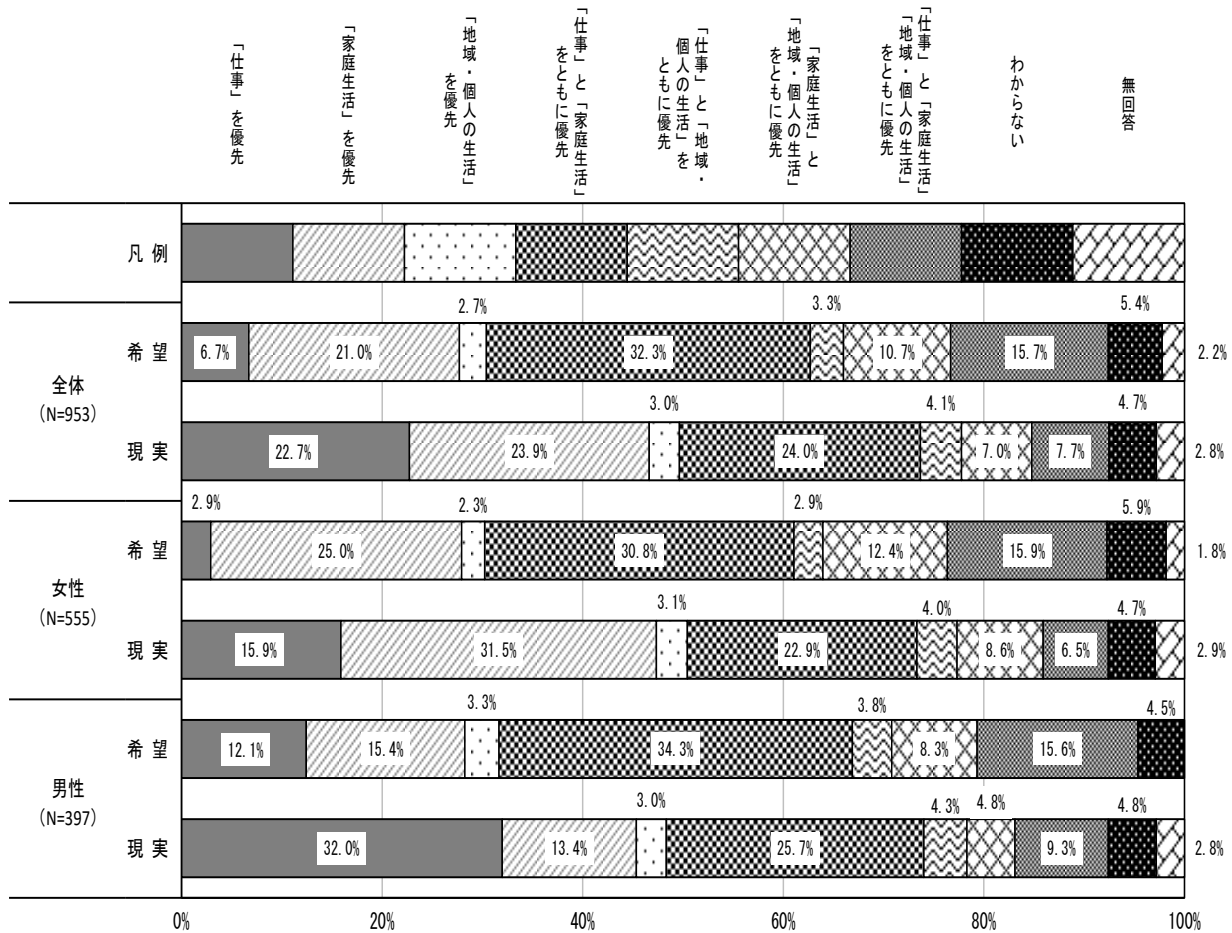


(4) 生活の中での仕事、家庭生活、地域・個人生活の優先度

「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したいと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をはかることを希望しているが、現実ではそれを実現できている人は減り、仕事を優先している人が逆に増えている（仕事を優先せざるを得ない状況）。

性別で見ると、女性は家庭生活をやや優先している状況にあり、男性は仕事を優先している状況にある。

生活の中での仕事、家庭生活等の優先度【希望と現実】



II 本市における主な取組について

1 鹿屋市男女共同参画推進条例の制定・施行

市民、事業者等と連携・協力して、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画の推進に関する基本理念や、市、市民及び事業者等の責務、推進の基本的施策等を定めた鹿屋市男女共同参画推進条例を施行（平成28年4月1日）。

[条例の主な内容]

- ①基本理念、②市・市民・事業者等の責務、教育の推進、③男女共同参画を阻害する行為の禁止
④推進の基本的施策等、⑤男女共同参画審議会の設置 等

※詳細は、別紙リーフレット参照

2 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業推進

基本計画としてめざす姿や3つの重点目標の下、10の施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組（施策・事業）を推進。市女性活躍推進計画、市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画を含有している。

めざす姿	一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
重点目標	I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進 II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
計画の期間	2019年度～2028年度（10年間）
(参考) 経過	平成21年3月新鹿屋市「かのや男女共同参画プラン」策定

※詳細は、12ページ参照

3 女性活躍推進法に基づく取組

(1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 令和2年4月～令和8年3月（6年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区分	現状	目標
採用試験における女性受験者割合	32.7%	令和7年度までに45%以上へ
男性の育児休業取得率	8.3%	13%
妻の出産に係る特別休暇取得率(男性職員)	87.5%	(取得者数) 100%
	39.1%	(取得日数割合) 50%
管理・監督職員に占める女性割合	17.2%	20%以上(係長級以上)

(2) 事業所アンケートの実施（H28）

事業所における女性労働者の活躍推進や働きやすい職場環境づくりへの取組を把握し施策検討に反映するため、市内事業所(180事業所)にアンケートを実施
(回答事業者：132事業所、回答率：73.3%)

4 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

(1) 鹿屋市男女共同参画審議会の開催【平成28年度設置】

※詳細は、別紙添付

目的等	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置するもの 男女共同参画の推進に必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べるもの
委員	学識経験者、市民公募者、行政機関職員、市長が必要と認める者（各種団体等代表） 計16名

(2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議の開催

目的	男女共同参画に関する施策について庁内関係部局間の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策の推進を図るもの
委員	市民生活部長（会長） 政策推進課長、地域活力推進課長、総務課長等 計25名

5 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、研修会等を実施

区分	内容と令和元年度の実績
市民向け講演会	市民を対象に男女共同参画社会実現のための講演会 令和元年12月14日（土） 石蔵文信氏（医学博士）「夫源病 ^{ふげんびょう} ～もっと楽にやっいていける夫婦関係って～」 86人
男女共同参画 お届けセミナー	団体や企業等が主催する男女共同参画に関する研修会に講師を派遣 ①吾平中学校教職員（ハラスメント防止に関する研修） ②寿北小学校教職員（性的マイノリティへの配慮等） ③下名小学校教職員（人権に関する理解を深める研修） ④NPO法人 隣の会（人権・ハラスメント防止について） ⑤DV被害者支援の会アミーチ（DV被害者支援に必要な実践的な学び）
学校研修（生徒、 教職員等）	人権・デートDV*防止に関する研修を実施 中学校8校、高等学校2校実施 計1,454人受講
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修を実施 有園あつこ氏「自己尊重感を高めるほめ日記講座」

※デートDV…若い世代の男女間で、交際相手や元交際相手から受ける暴力

6 その他

(1) 情報紙「kanoya男女共同参画news」の発行

各種男女共同参画推進事業の紹介等、年3回発行

(2) 小学校高学年向けリーフレットの配布

(3) DV防止啓発活動（パープルリボン運動）

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に男女共同参画活動団体及び男女共同参画地域推進員の協力で、街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

(4) 国、県等の各種情報提供

国、県主催のイベント等について、市内各施設へのチラシの設置や、市広報・ホームページを活用して広報啓発を実施

Ⅲ 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容

めざす姿

一人ひとりが 認め合い 支え合い 笑顔あふれるまち かのや

計画期間等

〔計画期間〕 2019年度から 2028年度まで（10年間）
 〔計画の性格〕 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、平成31年3月に策定。
 〔推進体制〕 「男女共同参画審議会」の意見及び市民・各種団体等の要望等を、関係課長で組織する「男女共同参画行政推進連絡会議」に報告し、関係課において検討することにより推進を図る。

計画体系と施策・事業等

重点目標	施策の方向	具体的施策	主な事業内容（令和元年度）
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	1 あらゆる場における男女の参画促進	・家庭生活における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進	・情報誌や男女共同参画啓発リーフレット等による広報啓発、出前講座等の開催（市民課） ・町内会への加入促進、地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援（地域活力推進課） ・「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助（地域活力推進課）
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ・雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・女性の人材育成とキャリア形成支援	・各種審議会等への女性委員の登用推進（各課） ・女性人材リストの登録及び活用推進（市民課） ・市役所職員の女性管理職の育成・登用、女性職員の研修参加促進（総務課） ・男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進（市民課）
	3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	・男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 ・多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援 ・多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	・パンフレット等による広報啓発、勤労者サービスセンターへの補助（商工振興課） ・休日保育事業、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、子育てに関する情報の提供等の実施（子育て支援課） ・介護サービスの充実、地域包括支援センターの強化（高齢福祉課）
	4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	・企業等における男性中心型労働慣行の見直し ・農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し ・女性の就業・起業等多様な働き方への支援	・セクシャルハラスメント防止に向けた広報・啓発（市民課） ・関係法令、制度の周知（商工振興課） ・酪農・和牛ヘルパー運営の支援（畜産課） ・家族経営協定締結の推進、就農相談会の開催（農林水産課） ・起業・創業等のための相談支援（産業振興課）
基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	・暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進 ・若年層からの予防啓発の推進 ・被害者が安心して相談できる体制づくり ・被害者の安全確保と自立の支援	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発（市民課） ・人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品の展示会、人権問題講演会の開催（生涯学習課） ・エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施（健康増進課） ・人権・デートDV防止研修会の実施（市民課） ・配偶者暴力相談支援センターでの相談支援（子育て支援課） ・DV被害者の市営住宅優先入居措置による支援（建築住宅課）
	2 生涯を通じた男女の健康への支援	・生涯を通じた心身の健康支援 ・性を理解・尊重するための教育・学習の推進 ・安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	・健康相談、健康教育の実施（健康増進課） ・高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施（高齢福祉課） ・発達段階に応じた保健学習の充実（学校教育課） ・子育て世代支援センターでの切れ目のない支援（健康増進課）
	3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	・生活上の困難に直面する女性等への支援 ・高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援 ・複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	・児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業（子育て支援課） ・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援（福祉政策課） ・在住外国人に対する日常生活支援体制の構築（健康増進課） ・各種相談支援（健康増進課・子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課等）
	4 防災の分野における男女共同参画の推進	・防災・復興体制への女性の参画拡大 ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	・女性消防隊活動の促進、女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進（安全安心課）
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善	・男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進 ・固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	・情報誌、リーフレット等による広報、啓発（市民課） ・「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課） ・男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介、市職員研修や講演会の開催（市民課）
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	・学校における教育・学習の推進 ・家庭・職場・地域における理解の促進	・教職員の管理職研修、男女平等参画等に関する研修会への参加促進（学校教育課） ・生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実（生涯学習課）